

(仮称) 仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る
環境影響評価方法書説明会の概要

令和7年5月

仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会

1. 環境影響方法書説明会の概要

1-1. 環境影響評価方法書説明会の開催概要

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：令和7年4月2日（水） 18時00分～19時00分

開催場所：仙台市東郡山コミュニティ・センター 1階 多目的ホール

来場者数：37名

1-2. 説明会での質疑応答

説明会での質疑応答は、方法書説明会開催概要等報告書のとおりである。

1-3. 環境影響評価方法書について提出された意見数

仙台市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、方法書について提出された意見は0件であった。

縦 覧 期 間：令和7年3月19日（水）から令和7年4月18日（金）まで

意見書の提出期間：令和7年3月19日（水）から令和7年5月2日（金）まで

方法書説明会開催概要等報告書

令和7年5月2日

仙台市長 郡 和子 様

住 所 仙台市太白区東郡山2丁目52番10号
氏 名 仙台市郡山北目土地区画整理組合
設立準備委員会 委員長 菅野 則義

仙台市環境影響評価条例第8条の2第4項の規定により、方法書説明会の開催に係る概要等を報告します。

対象事業の名称	(仮称) 仙台市郡山北目土地区画整理事業				
対象事業の種類	土地区画整理事業				
方法書説明会開催日時	令和7年4月2日（水） 18時00分～19時00分				
方法書説明会開催場所	施設の名称 仙台市東郡山コミュニティ・センター 収容人員 60人 住 所 宮城県仙台市太白区郡山字行新田9番地の5				
参加した者の数	37名				
方法書説明会を開催しなかったときはその理由	—				
連絡先	住 所	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目2番13号 仙建ビル4階			
	担当者	所属	株式会社オオバ東北支店 まちづくり部区画整理課	電話番号	022-217-1435
		氏名	赤間、三浦	FAX	022-217-1442

備考

- 1 方法書説明会の開催に係る公告を証する書面の写しを添付すること
- 2 方法書説明会において配付した資料を添付すること
- 3 方法書説明会の内容を記載した書面を添付すること
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

公告の方法

- ① 新聞掲載：河北新報への掲載（令和7年3月26日）（添付1-①）
- ② 新聞折込：河北新報への折込（令和7年3月26日）（添付1-②, ③）
- ③ 回覧板での周知：地区周辺の町内会で回覧（添付1-③）

添付1 方法書説明会の開催に係る公告を証する書面の写し等

添付1-① 新聞掲載

（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書についての説明会開催の案内

仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会は、「仙台市環境影響評価条例」に基づき「環境影響評価方法書」を仙台市長に提出し、現在、公告・縦覧されています。

つきましては、同条例に基づき、「環境影響評価方法書」の内容に関する説明会を開催いたします。

説明会の開催日時・会場等

日時 令和七年四月二日（水）午後六時～七時三十分

会場 仙台市東郡山コミュニティセンター一階 多目的ホール

（所在地）宮城県仙台市太白区郡山字行新田九番地の五）

事業者名及び所在地

事業者 仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会

代表者 委員長 菅野則義

所在地 宮城県仙台市太白区東郡山二丁目五十二番十号

事業の名義、種類、規模及び位置

名称（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業

種類 土地区画整理事業

規模 延べ面積約四十四万三千平方メートル

位置 宮城県仙台市太白区郡山字深町 他

事業に係る関係地域の範囲

計画地から千五百メートルの範囲

説明会に関するお問い合わせ窓口

名称 株式会社オオバ東北支店まちづくり部区画整理課

所在地（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業担当
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目二番十三号
仙健ビル四階

電話番号 〇二二（二七）一四三三五

受付時間 午前九時～十二時、午後一時～五時三十分
（土曜・日曜・祝日を除きます。）

添付1-② 新聞折込の範囲

市区町名	町丁目名
仙台市太白区	あすと長町1丁目、あすと長町2丁目、あすと長町3丁目、あすと長町4丁目、大野田、大野田3丁目、郡山、郡山1丁目、郡山2丁目、郡山3丁目、郡山4丁目、郡山5丁目、郡山6丁目、郡山7丁目、郡山8丁目、諏訪町、太子堂、中田1丁目、中田2丁目、中田4丁目、長町5丁目、長町6丁目、長町南2丁目、八本松1丁目、八本松2丁目、東大野田、東郡山1丁目、東郡山2丁目、東中田1丁目、東中田2丁目、東中田3丁目、東中田4丁目、東中田5丁目、東中田6丁目、袋原、袋原1丁目、袋原2丁目、袋原3丁目、袋原4丁目、
仙台市若林区	飯田、今泉1丁目、今泉2丁目、沖野、沖野1丁目、沖野2丁目、沖野3丁目、沖野4丁目、沖野5丁目、沖野6丁目、沖野7丁目、上飯田、上飯田1丁目、上飯田2丁目、上飯田3丁目、上飯田4丁目、堰場、日辺、古城3丁目、若林1丁目、若林2丁目、若林3丁目、若林4丁目、若林5丁目、若林6丁目、若林7丁目

(仮称) 仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る 環境影響評価方法書についての説明会開催のご案内

ご挨拶

仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会（以降、「委員会」と言う。）では、（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業（以降、「本事業」と言う。）による産業基盤の整備を計画しております。

郡山北目地区は仙台南部道路長町インターチェンジに隣接していることから、仙台南部道路及び国道4号の利便性を生かした交通基盤に恵まれた地区として新しい街の形成が期待されています。

このため、周辺地域との整合を図るとともに長町インターチェンジを交通拠点として、流通産業の活性化に繋がるまちづくりを目指し、一体的な都市施設の整備として、土地区画整理事業による道路幅員の拡張や歩道の設置、公園・緑地の新設等の公共施設の整備改善を図り、健全で良好な市街地を形成することを目標とします。

本事業は、「仙台市環境影響評価条例」（以降、「条例」と言う。）の対象事業に該当するため、調査、予測及び評価の手法を記載した「環境影響評価方法書」（以降、「方法書」と言う。）を仙台市長に提出し、この度、方法書が縦覧される運びとなりました。

つきましては、条例に基づき、方法書の説明会を開催いたしますので、関係地域（裏面の表参照）の皆様にご案内申し上げます。

事業の実施にあたりまして、皆様のご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会

説明会の開催日時・会場等

○日 時

令和7年4月2日（水）
午後6時～7時30分
（開場：午後5時45分）

○会 場

仙台市東郡山コミュニティ・センター
1階 多目的ホール
（仙台市太白区郡山字新田9番地の5）

※駐車場は数に限りがございますので、
お車でのご来場は出来るだけ控え願います。

<説明会会場案内図>



事業者名及び所在地

事業 者：仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会
代 表 者：委員長 菅野 則義
所 在 地：仙台市太白区東郡山2丁目52番10号

事業の名称、種類、規模及び位置

名称(種類)：(仮称) 仙台市郡山北目土地区画整理事業（土地区画整理事業）
規 模：延べ面積 約 443,000 m²
位 置：仙台市太白区郡山字深町 他

※裏面もご覧下さい。

(裏面)

事業に係る関係地域の範囲

市区町名	町丁目名
仙台市太白区	あすと長町1丁目、あすと長町2丁目、あすと長町3丁目、あすと長町4丁目、大野田、大野田3丁目、郡山、郡山1丁目、郡山2丁目、郡山3丁目、郡山4丁目、郡山5丁目、郡山6丁目、郡山7丁目、郡山8丁目、諏訪町、太子堂、中田1丁目、中田2丁目、中田4丁目、長町5丁目、長町6丁目、長町南2丁目、八本松1丁目、八本松2丁目、東大野田、東郡山1丁目、東郡山2丁目、東中田1丁目、東中田2丁目、東中田3丁目、東中田4丁目、東中田5丁目、東中田6丁目、袋原、袋原1丁目、袋原2丁目、袋原3丁目、袋原4丁目、
仙台市若林区	飯田、今泉1丁目、今泉2丁目、沖野、沖野1丁目、沖野2丁目、沖野3丁目、沖野4丁目、沖野5丁目、沖野6丁目、沖野7丁目、上飯田、上飯田1丁目、上飯田2丁目、上飯田3丁目、上飯田4丁目、堰場、日辺、古城3丁目、若林1丁目、若林2丁目、若林3丁目、若林4丁目、若林5丁目、若林6丁目、若林7丁目

環境影響評価方法書等の縦覧について

○縦覧場所

仙台市環境局環境部環境企画課（仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町4階）

○縦覧期間

令和7年3月19日（水）～4月18日（金）（土曜・日曜・祝日を除きます。）

○縦覧時間（閲覧時間）

午前8時30分～午後5時

※仙台市ホームページにて内容を御覧になれます。

URL：<http://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyohozen/kurashi/kankyo/index.html>

※以下の場所でも閲覧が可能です。

株式会社オオバ東北支店（仙台市青葉区一番町二丁目2番13号仙建ビル4階）

閲覧期間：令和7年3月19日（水）～4月18日（金）（土曜・日曜・祝日を除きます。）

閲覧時間：午前9時～午前12時、午後1時～午後5時30分

意見書の提出について

方法書について、環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、事業者に意見書を提出することができます。以下の期間に、提出先へ郵送、ファックス、メールいずれかにて送付してください。

○意見書提出期間

令和7年3月19日（水）～5月2日（金）（郵送の場合は消印有効）

○意見書提出先

仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会

〒982-0006 仙台市太白区東郡山2丁目52番10号

ファックス：022-217-1442

メールアドレス：th_machi_kukaku@k-ohba.co.jp

○意見書に記載する事項

- ・対象とする方法書の名称
- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

説明会に関するお問い合わせ窓口

株式会社オオバ東北支店 まちづくり部区画整理課（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業担当

〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目2番13号仙建ビル4階

電話：022-217-1435

※受付時間 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時30分（土曜・日曜・祝日を除きます。）

添付2 方法書説明会において配付した資料

- ・「（仮称）仙台市郡山北目土地地区画整理事業 環境影響評価方法書 要約書」
- ・「（仮称）仙台市郡山北目土地地区画整理事業に係る環境影響評価方法書等の縦覧及び意見書の提出について」（添付2）

（仮称）仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る 環境影響評価方法書等の縦覧及び意見書の提出について

●縦覧場所、期間及び時間

- ・場 所：仙台市環境局環境部環境企画課（仙台市青葉区二日町6番12号 二日町仮庁舎4階）
- ・期 間：令和7年3月19日（水）～4月18日（金）（土曜・日曜・祝日を除きます。）
- ・時 間：午前8時30分～午後5時

※仙台市ホームページでも、内容をご覧になれます。

<http://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyohozen/kurashi/kankyo/index.html>

※以下の場所でも閲覧できます。

- ・場 所：株式会社オオバ東北支店（仙台市青葉区一番町二丁目2番13号 仙建ビル4階）
- ・期 間：令和7年3月19日（水）～4月18日（金）（土曜・日曜・祝日を除きます。）
- ・時 間：午前9時～午前12時、午後1時～午後5時30分

●意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、事業者に意見書を提出することができます。

以下の期間に、提出先へ郵送、ファックス、メールいずれかにて送付して下さい。

- ・期 間：令和7年3月19日（水）～5月2日（金）（郵送の場合は消印有効）
- ・提出先：〒982-0006 仙台市太白区東郡山2丁目52番10号
仙台市郡山北目土地区画整理組合設立準備委員会
フ ァ ッ ク ス：022-217-1442
メールアドレス：th_machi_kukaku@k-ohba.co.jp
- ・意見書に記載する事項：
 - （1）対象とする方法書の名称
 - （2）氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - （3）方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

添付3 方法書説明会の内容

(仮称) 仙台市郡山北目土地区画整理事業 環境影響評価方法書説明会の内容

1. 開会
2. 事業者挨拶
3. 方法書の説明（事業の概要、環境影響評価の概要、今後の手続きの流れ）
4. 質疑応答（以下「質疑応答の内容」に示すとおり）
5. 閉会

質疑応答の内容

番号	住民からの質問の概要	事業者の回答
1	広瀬川、名取川、旧策川があり、この地域は浸水が予測される場所で、排水機場が作られている。 これまで浸水対策については地域で議論がなされてきた。そのような地域のため、地域住民からの意見を聞きながら事業を進めてほしい。 現状を踏まえると、盛土が必要となる。排水機場があれば問題ないとはならず、周囲への影響を含めて考慮された盛土計画がなされていないのではないか。	事業の計画段階であるため、現時点でお答えできる範囲は限られておりますことをご理解ください。 浸水については、過去に当地区の外部を中心に浸水被害がありました。その後、国、県、市などの関係行政が対策の為に広域的な流域治水計画を進めております。 一方で当地区のみで広域的な浸水対応は難しいことから、行政の計画を踏まえながら協議を行い、当事業で対応できる範囲で浸水対策を検討してまいります。 盛土による浸水の影響については、事業として可能な範囲で検討を進めてまいります。 盛土計画については、地質調査の結果を踏まえて、地盤の安定性を検討して計画を進めてまいります。
2	水利権についてお尋ねしたい。 既存の排水施設は、これまで仙台市が管理してきたと思う。今後この地域の排水施設を廃止すると説明があった。 この地域に長町一丁目を通して、地区外から流れてくる農業用水はどうなるのか。 また上流部の排水施設の整備対応等はこの事業で準備すべきではないか。	区画整理でできることは限られておりますことをご理解ください。 事業区域外の整備については、本事業では行えないため、広い地域の受益施設や仙台市の管理する施設は行政と協議していただく必要がありますが、事業地内の排水施設は本事業の中で適切に整備してまいります。
3	以前、地域の説明会で事業費に関する説明があった。 また水道管移設も検討していると話があり、さまざまな意見があったがどのような状況か教えていただきたい。	水道管の移設など事業の具体内容は現在検討中です。検討が進みましたら報告を致しますので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

番号	住民からの質問の概要	事業者の回答
4	環境影響評価方法書のP7に「一戸当たり180㎡を想定」とある。これは地区内の既存住宅も考慮したものか。	当地区内にお住まいの方がいらっしゃることは存じ上げております。 そういった方々の宅地面積も考慮の上、計画を進めており、全ての宅地が180㎡と確定したわけではございません。
5	環境影響評価方法書のP12に盛土についての計画がある。県から認可を受けた業者から、大量の土は蔵王町からしか持ってこれないと聞いたが、事業にとって現実的では無いのではないか。	盛土の費用を考えながら事業を進めてほしいという意見として今後も検討いたします。 事業計画は設計を進めながら、事業費の妥当性を確かめながら計画をしてまいります。
6	この開発が審議されたのは令和5年2月の第212回仙台市都市計画審議会である。その議事録で仙台市都市計画課の回答として、「浸水対策は今後、事業者と協議する」とあった。 この審議会と事業費が提示された時との前後関係を考えると事業費の中に盛土費用は入っていないのではないか。	都市計画審議会の議論の詳細はこの場では分かりかねますが、都市計画審議会での都市計画課の回答につきましては、盛土の高さが適正かについて、今後準備委員会と協議していくという意味だと理解しております。 また都市計画審議会後に開催しました地域の説明会で概算事業費について説明しましたが、盛土の費用はその中に含めております。
7	台風19号では大きな浸水被害があった。この事業地が盛土されれば、相対的に周辺地域が低くなり、水が流れることになる。 そうなれば、排水機場が整備されても対応できない。この問題について事業計画を立てる上で考えてほしい。 地権者の負担が大きくなりたくないか心配でもあるが、農業者、地域住民の生活が守れるようにしてほしい。	これから様々な計画を立てる上で、このような課題にも配慮した計画づくりを進めてまいります。
8	開発地域の中に産業廃棄物で汚染された土地があるか確認されているか。	これから地歴調査を進めてまいります。調査では過去からどのような土地利用をされてきたか、文献や航空写真から土地利用の変遷を確認してまいります。